

静岡県養護教諭研究会ホームページ管理規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県養護教諭研究会ホームページ(以下HPという)の運営管理に関する基本事項を定め、静岡県養護教諭研究会の情報化を推進すると共に、養護教諭の職務に活用できるホームページの適正かつ効率的な運用を確保する。

(プロバイダー)

第2条 HPは、さくらインターネットのサービスにより公開する。

(運営管理規制)

第3条 静岡県養護教諭研究会はHPに掲載された情報について責任を負う。

第4条 静岡県養護教諭研究会会長は、情報管理の適正を図るためにHP編集委員会をおく

(HP編集委員の職務)

第5条 HP編集委員会の委員は、HPの作成と更新を行う。

第6条 HP編集委員会の委員は、静岡県養護教諭研究会会員および児童生徒のプライバシー、著作権等の保護を行い情報の管理を厳重に行う。

(HP編集委員の選出)

第7条 HP編集委員会の委員は静岡県養護教諭研究会会長が募集する。

ただし、委員長1人は静岡県養護教諭研究会役員から選出する。

(HP編集委員の任期)

第8条 HP編集委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(HP掲載上の注意事項)

第9条 本会のHPへ情報掲載や保健室HPのリンクを依頼する場合には、《承諾書》の記入・捺印を必要とする。

第10条 次の各項に掲げる内容と思われる記事や関連記事へのリンクをHPに掲載してはならない。

- (1) プライバシーを侵害する内容
- (2) 著作権を詐称する内容
- (3) 他を詐称・誹謗中傷する内容
- (4) 他に不利益を与える内容
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 政治、宗教及び団体などの宣伝勧誘など、教育にふさわしくない内容

(管理規則改訂について)

第11条 管理規則改訂時は、代表者研修会で承認された上で、改訂する。

附則

- ・ 本規則は、平成21年5月18日より施行する。
- ・ 本規則は、平成22年5月17日一部改正
- ・ 本規則は、平成28年10月13日一部改正

